

第1号議案

特定非営利活動法人権利擁護トーチ
2020年度事業報告書

1 事業実施の成果

初年度の事業は、全体として計画に沿って実施できました。
 法人の運営基盤となる正会員は13名、賛助会員は12名となりました。会報もすでに2回発行し会員相互に活動内容を共有できました。
 また、関係機関に資料を送付するとともに、区役所、いきいき支援センター、居宅介護支援事業所などの訪問を通じて活動を広めることができました。そのなかで、生活支援サービスへの問い合わせや利用会員も増えつつあり、利用会員は現在5名です。
 さらなる利用会員の拡大に向けて、身元保証支援など生活支援サービスの拡充が課題です。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の予算額 (単位：千円)
(1) 高齢者の権利擁護に関する相談事業	市民を対象に、高齢者の権利擁護及び生活全般に関する相談に応えるため、高齢者生活相談所トーチを開設しました。	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 2人	(D) 市民 (E) 9人	10
(2) 高齢者の権利擁護に関する生活支援事業	支援を要する高齢者を対象に、介護保険など公的サービスの対象とならないところの金銭管理、通院付き添い、買物代行、福祉サービス利用等の支援を行いました。	(A) 通年 (B) 市内 (C) 2人	(D) 高齢者 (E) 6人	141
(3) 高齢者の権利擁護に関する啓発事業	市民を対象に、高齢者の権利擁護及び生活支援の方策を周知するとともに、高齢者の権利擁護につながる活動の担い手を育成すべく、ホームページ開設や講座開催により啓発活動を行うものですが、検討のみとし実施はできませんでした。			
(4) 高齢者の権利擁護に関する交流事業	行政、事業者を対象に、高齢者の権利擁護、生活支援の方策に関して、各々の事業のあり方や連携方法などについて情報交換や共催事業を行うものですが、検討のみとし実施はできませんでした。			

3 会議の開催に関する事項

新型コロナの影響などもあり、理事会に代えて正副理事長会議を6回(2020/10/6,2020/12/18,2021/1/15,2021/2/10,2021/3/8,2021/3/24)開催しました。

第1号議案

特定非営利活動法人権利擁護トーチ
2020年度事業報告書

1 事業実施の成果

初年度の事業は、全体として計画に沿って実施できました。
 法人の運営基盤となる正会員は13名、賛助会員は12名となりました。会報もすでに2回発行し会員相互に活動内容を共有できました。
 また、関係機関に資料を送付するとともに、区役所、いきいき支援センター、居宅介護支援事業所などの訪問を通じて活動を広めることができました。そのなかで、生活支援サービスへの問い合わせや利用会員も増えつつあり、利用会員は現在5名です。
 さらなる利用会員の拡大に向けて、身元保証支援など生活支援サービスの拡充が課題です。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の予算額 (単位：千円)
(1) 高齢者の権利擁護に関する相談事業	市民を対象に、高齢者の権利擁護及び生活全般に関する相談に応えるため、高齢者生活相談所トーチを開設しました。	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 2人	(D) 市民 (E) 9人	10
(2) 高齢者の権利擁護に関する生活支援事業	支援を要する高齢者を対象に、介護保険など公的サービスの対象とならないところの金銭管理、通院付き添い、買物代行、福祉サービス利用等の支援を行いました。	(A) 通年 (B) 市内 (C) 2人	(D) 高齢者 (E) 6人	141
(3) 高齢者の権利擁護に関する啓発事業	市民を対象に、高齢者の権利擁護及び生活支援の方策を周知するとともに、高齢者の権利擁護につながる活動の担い手を育成すべく、ホームページ開設や講座開催により啓発活動を行うものですが、検討のみとし実施はできませんでした。			
(4) 高齢者の権利擁護に関する交流事業	行政、事業者を対象に、高齢者の権利擁護、生活支援の方策に関して、各々の事業のあり方や連携方法などについて情報交換や共催事業を行うものですが、検討のみとし実施はできませんでした。			

3 会議の開催に関する事項

新型コロナの影響などもあり、理事会に代えて正副理事長会議を6回(2020/10/6,2020/12/18,2021/1/15,2021/2/10,2021/3/8,2021/3/24)開催しました。

第2号議案

特定非営利活動法人権利擁護トーチ

活動計算書

2020年10月6日から2021年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員入会金	36,000	
賛助会員入会金	39,000	
利用会員入会金	18,000	
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
利用会員受取会費	0	93,000
2. 寄附金		
寄附金	57,000	57,000
3. 助成金等		
助成金	0	0
4. 事業収益		
高齢者の権利擁護に関する相談事業	0	
高齢者の権利擁護に関する生活支援事業	71,000	
高齢者の権利擁護に関する啓発事業	0	
高齢者の権利擁護に関する交流事業	0	71,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		221,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給与	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
外注費	25,370	
謝金	0	
印刷製本費	11,414	
会議費	688	
旅費交通費	400	
通信運搬費	27,660	
賃借料	6,156	
消耗品費	57,573	
広告宣伝費	6,000	
保険料	16,340	
その他経費計	151,601	
事業費計		151,601
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給与	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費	2,854	
会議費	172	
旅費交通費	0	
賃借料	1,539	
通信運搬費	6,916	
消耗品費	14,394	
広告宣伝費	1,500	
支払手数料	2,734	
租税公課	5,850	
その他経費計	35,959	
管理費計		35,959
経常費用計		187,560
当期正味財産増減額		33,440
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		33,440

(計算書類の注記)

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

2 事業費、管理費区分

共通費の按分方法は、事業活動従事時間と管理活動従事時間の比率により按分しています。

貸借対照表

2021年3月31日現在

特定非営利活動法人権利擁護トーチ

単位:円

科目・摘要	金額		
I資産の部			
1流動資産			
現金預金	27,960		
未収金	10,000		
流動資産合計		37,960	
2固定資産			
固定資産合計	0	0	
資産合計			37,960
II負債の部			
1流動負債			
未払費用	4,520		
流動負債合計		4,520	
2固定負債			
固定負債合計	0	0	
負債合計			4,520
III正味財産の部			
前期繰越正味財産		0	
当期正味財産増減額		33,440	
正味財産合計			33,440
負債及び正味財産合計			37,960

財産目録

2021年3月31日現在

特定非営利活動法人権利擁護トーチ

単位:円

科目・摘要	金額		
I資産の部			
1流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	17,324		
当座預金 ゆうちょ銀行天白支店	0		
普通預金 名古屋銀行島田支店	10,636		
未収金 (3月分利用料)	10,000		
流動資産合計		37,960	
2固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			37,960
II負債の部			
1流動負債			
未払費用(3月分外注費、賃借料)	4,520		
流動負債合計		4,520	
2固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			4,520
正味財産			33,440

第3号議案

特定非営利活動法人権利擁護トーチ
2021年度事業計画書

1 事業実施の方針

昨年度の到達点と課題をふまえ、引き続き活動を充実させます。
 認定取得に向けて、組織や事業活動の適正化に取り組みます。
 正会員、賛助会員の拡大により運営基盤の強化に取り組みます。
 事業の組織的運営管理に向けて、理事会及び事務局会議を定期的に開催します。情報交換の場である会報の充実にも取り組みます。
 相談事業については、利用者を増やすためホームページなどでの広報に取り組みます。
 生活支援事業については、入院、入所時に身元保証人の確保に困っている方々への要望に応えるために、身元保証サービスを新たに取り組みます。
 利用会員の増加に備えて、従事者の確保に取り組みます。
 啓発事業については、身元保証制度をはじめとする権利擁護の課題を市民、事業者の間で共有します。
 交流事業については、行政機関、事業者等と権利擁護のためのネットワークの形成をめざします。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
(1) 高齢者の権利擁護に関する相談事業	市民を対象に、高齢者の権利擁護及び生活全般に関する相談に応えるため、高齢者生活相談所トーチを運営します。	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 5人	(D) 市民 (E) 不特定多数	10
(2) 高齢者の権利擁護に関する生活支援事業	支援を要する高齢者を対象に、介護保険など公的サービスの対象とならないところの金銭管理、通院付き添い、買物代行、福祉サービス利用、身元保証等の支援を行います。	(A) 通年 (B) 市内 (C) 5人	(D) 高齢者 (E) 30人程度	800
(3) 高齢者の権利擁護に関する啓発事業	市民及び事業者等を対象に、高齢者の生活支援と権利擁護の推進に向けて、ホームページ、研究会、講座開催等により幅広く啓発活動を行います。	(A) 通年 (B) 市内 (C) 5人	(D) 市民、事業者 (E) 不特定多数	60
(4) 高齢者の権利擁護に関する交流事業	行政、事業者等を対象に、高齢者の生活支援、権利擁護の推進に向けて、各々の事業のあり方や連携方法などについて情報交換や共催事業を行います。	(A) 通年 (B) 市内 (C) 5人	(D) 行政、事業者 (E) 不特定多数	10

第4号議案

特定非営利活動法人権利擁護トーチ

活動予算書

2021年4月1日から 2022年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員入会金	30,000		
賛助会員入会金	30,000		
利用会員入会金	60,000		
正会員受取会費	39,000		
賛助会員受取会費	36,000		
利用会員受取会費	15,000	210,000	
2. 寄附金			
寄附金	50,000	50,000	
3. 助成金等			
助成金	0	0	
4. 事業収益			
高齢者の権利擁護に関する相談事業	0		
高齢者の権利擁護に関する生活支援事業	900,000		
高齢者の権利擁護に関する啓発事業	0		
高齢者の権利擁護に関する交流事業	0	900,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,160,000
II 経常費用			
1. 人件費			
役員報酬	0		
給与	0		
人件費計	0	0	
2. その他経費			
外注費	360,000		
謝金	50,000		
印刷製本費	150,000		
会議費	40,000		
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	120,000		
賃借料	30,000		
消耗品費	50,000		
広告宣伝費	150,000		
保険料	40,000		
支払手数料	40,000		
租税公課	20,000		
雑費	20,000		
その他経費計	1,120,000	1,120,000	
経常費用計			1,120,000
当期正味財産増減額			40,000
前期繰越正味財産額			33,400
次期繰越正味財産額			73,400